

資 料 一 覧

資料 1	愛知県幼児教育研究協議会開催要綱	1
資料 2	愛知県幼児教育研究協議会の傍聴に関する要領	2
資料 3	令和 8 年度愛知県幼児教育研究協議会委員名簿	3
資料 4	愛知県幼児教育研究協議会のあゆみ	4
資料 5	令和 8 年度愛知県幼児教育研究協議会協議題	5
資料 6	令和 7 年度愛知県幼児教育センターアンケート調査結果まとめ	6
資料 7	協議内容	1 1
資料 8	専門部会委員名簿	1 2
資料 9	令和 8 年度愛知県幼児教育研究協議会開催計画	1 3

別紙 調査内容検討のための参考資料

愛知県幼児教育研究協議会開催要綱

(趣旨)

第1条 本県幼児教育に関する諸問題について研究協議するため、愛知県幼児教育研究協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(研究協議事項)

第2条 幼児教育に関する基本的事項並びに当面する諸問題について研究協議する。

2 協議題については、今日的課題を踏まえて、県教育委員会が提起する。

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者・一般有識者
- (2) 市町村関係者
- (3) 幼稚園、保育所、認定こども園等及び学校関係者
- (4) P T A関係者
- (5) 県関係者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、協議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の招集)

第5条 協議会は、県教育委員会教育長が招集する。

(専門部会)

第6条 協議会に専門の事項を調査・研究するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、専門委員をもって構成する。

3 専門部会に部会長を置く。

4 部会長は、専門委員のうちから互選する。

5 専門部会は、県教育委員会教育長が招集する。

(意見聴取)

第7条 協議会及び専門部会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は、公開する。

(会議録)

第9条 協議会は、会議を開いたときは会議録を作成するものとする。

2 会議録の保存年限は、5年とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、県教育委員会教育部義務教育課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、県教育委員会教育長が定める。

附 則

この要綱は、昭和47年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

愛知県幼児教育研究協議会の傍聴に関する要領

- 1 傍聴人の決定
会議の傍聴人は、会長が決定する。
- 2 傍聴人の人数
会議における傍聴人の定員は、10人とする。
- 3 傍聴申込み
傍聴を希望する者は、会議傍聴申込書（様式1）により、会長に申し込むものとする。なお、傍聴の申込みは、会議開催当日、開会予定時刻の30分前から、会場の受付にて開始し、会議の開始の10分前に締め切る。
- 4 定員を超えた場合の取扱い
締め切り時に、傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、傍聴申込書の提出者のうちから、抽選により定員までの傍聴人を決定する。
- 5 会議資料の配付等
 - (1) 傍聴人には、当日、会議資料又はその概要を交付する。
 - (2) 傍聴人は、会議開会予定時刻までに入室し、本要領を遵守するものとする。
- 6 傍聴席に入ることができない者
次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができないものとする。
 - (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって会長が許可をした場合は、この限りではない。
 - (4) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者
 - (5) カメラ、ビデオカメラ、ICレコーダー、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。
 - (6) その他、議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者。
- 7 傍聴人の守るべき事項
傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。
 - (1) みだりに席を離れないこと。
 - (2) 帽子、外とう類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、会長が許可した場合は、この限りではない。
 - (3) 携帯電話及びスマートフォン等については、使用できないように電源を切るか、マナーモードにしておくこと。
 - (4) 飲食しないこと。ただし、健康管理等のための水分補給等はこの限りではない。また、飲食禁止の会議室等の場合、水分補給等のための一時退室は認める。
 - (5) 会場における言論に対し批評を加え、又は可否を表明しないこと。
 - (6) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げる等の示威的行為をしないこと。
 - (7) 私語し、談論し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。
 - (8) その他会議を妨害するような行為をしないこと。
- 8 写真、ビデオ等の撮影及び録音の禁止
傍聴人は、議事に対する協議等の開始以後においては、傍聴席で写真やビデオ撮影をし、又は機器等を用いて録音してはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。
- 9 会長の指示
会長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は会長の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができるものとする。
- 10 施行年月日
この要領は、平成31年2月1日から施行する。

令和 8 年度愛知県幼児教育研究協議会委員名簿

(敬称略)

選任区分	氏 名	職 名
学識経験者 ・ 一般有識者	山 口 雅 史	椋山女学園大学副学長
	鈴 木 照 美	愛知県保育者養成研究会会長
市町村 関係者	高 田 和 明	江南市教育委員会教育長
	畑 生 理 沙	名古屋市教育委員会教育支援部義務教育課長
	佐々木 律 子	名古屋市子ども青少年局保育部担当課長
	勝瀬 仁 巳	岡崎市こども部保育課長
幼稚園・ 保育所及び 学校関係者	室田 ひふみ	愛知県国公立幼稚園・こども園長会長（名古屋市立第一幼稚園長）
	鈴 木 孝 昌	愛知県私立幼稚園連盟副会長（はばたき幼稚園長）
	吉 田 龍 宏	愛知県社会福祉協議会保育部会副部長（美和こども園）
	島 崎 佳 子	名古屋私立保育連盟副会長（いぶき保育園長）
	小久保 憲 司	田原市立中山小学校長
P T A 関係者	安 井 宣 雅	愛知県国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会会長（名古屋市立第一幼稚園）
	新 井 恵 梨	愛知県私立幼稚園PTA連合協議会会長（R7.7～R8総会）（さつき幼稚園） ※R8.6に決定予定
	林 典 子	社会福祉法人美和保育園美和こども園保護者代表
県関係者	鈴 木 陽 子	愛知県福祉局子育て支援課長
	大 竹 隆 夫	愛知県県民文化局学事振興課私学振興室長

事 務 局 名 簿

	氏 名	職 名		
事 務 局	加納 澄江	愛知県教育委員会教育部長	名古屋市中区 三の丸 3-1-2	(052) 954-6799 (ダイヤルイン)
	小川 康夫	愛知県教育委員会義務教育課長		
	竹内 政一	愛知県教育委員会義務教育課 担当課長		
	谷川 永里子	愛知県教育委員会義務教育課 課長補佐		
	長谷川崇幸	愛知県教育委員会義務教育課 主査		
	柘植 路子	愛知県教育委員会義務教育課 主査		
	成瀬 武史	愛知県教育委員会特別支援教育課 主査		
	加藤 綾子	愛知県総合教育センター学校支援研修課 主査		
	渡辺 久美子 伊藤 知穂美	愛知県幼児教育コーディネーター		

年度	経 過	
昭 47	・協議会の設置	
48	・「幼児教育の指針」の作成	
49	・協議題 4・5歳児の教育(保育)内容を中心に	(答 申)
50		(中 間 報 告)
51	・協議題 幼児教育と小学校教育のあり方とその連携	(答 申)
52	・協議題 今後における幼稚園と保育所の関係について	(報 告)
53	・協議題 幼・保の教育(保育)と家庭教育との連携	(中 間 報 告)
54	・協議題 幼稚園・保育所と家庭との連携	(報 告)
55		(中 間 報 告)
56	・協議題 幼児教育の充実をめざす指導の在り方	(報 告)
57		(中 間 報 告)
58	・協議題 幼児教育に関する今日的課題	(報 告)
59	・協議題 幼児の生活実態とその問題点	(報 告)
60	・協議題 幼稚園・保育所における望ましいしつけの在り方	(報 告)
61	・協議題 家庭の教育力回復のために幼児教育機関の果たす役割	(報 告)
62	・協議題 幼児教育のための保育者の資質向上の在り方	(報 告)
	・現職教育資料「保育者としてこれだけは」	(発 刊)
63	・協議題 人とのかかわりをもつ力の育成	(中 間 報 告)
平元	//	(報 告)
	・現職教育資料「人とのかかわりをもつ力の育成」	(発 刊)
2	・協議題 自然との触れ合いや身近な環境とのかかわり合いについて	(中 間 報 告)
3	//	(報 告)
	・現職教育資料「自然との触れ合いや身近な環境とのかかわり合いを持つ力を育てる」	(発 刊)
4	・協議題 基本的な生活行動を主体的に身に付けるために	(実 態 調 査)
5	//	(中 間 報 告)
6	//	(報 告)
	・現職教育資料「基本的な生活行動を主体的に身に付けるために」	(発 刊)
7	・協議題 一人一人の幼児の特性や発達の課題に応じた教育・保育の在り方	(実 態 調 査)
8	//	(中 間 報 告)
9	//	(報 告)
	・現職教育資料「わたしたちの園にふさわしい教育課程・保育計画」	(発 刊)
10	・協議題 心豊かな幼児の育成をめざして	(実 態 調 査)
11	//	(中 間 報 告)
12	//	(報 告)
	・現職教育資料「保育のポイント Q&A50」	(発 刊)
13	・協議題 幼児の心を豊かにする幼稚園・保育所と家庭との連携のあり方	(実 態 調 査)
14		(報 告)
15	・協議題 子どもたちのすこやかな育ちを支える幼稚園・保育所と小学校の連携の在り方	(実 態 調 査)
16		(報 告)
17	・協議題 幼児期における心の教育	(実 態 調 査)
18	ー「命」を感じる教育を考えるー	(報 告)
19	・協議題 協同的な活動を通して、幼児期の「遊び・学び・育ち」を考える	(実 態 調 査)
20		(報 告)
21	・協議題 子どもや社会の変化に対応した教育課程・保育課程	(実 態 調 査)
22	ー伝え合う力や規範意識の芽生えを培う体験を重視してー	(報 告)
23	・協議題 愛知県のこれからの幼児教育の在り方を考える	(報 告)
	ー幼児教育の指針の策定に向けてー	
24	・協議題 小学校教育を見通した幼児期の教育を考える	(中 間 報 告)
25	ー接続期における教育課程・保育課程の編成に向けてー	(報 告)
26	・協議題 幼児教育の充実に向けた保育者の資質と専門性の向上について	(中 間 報 告)
27		(報 告)
28	・協議題 生涯にわたる学びを支える幼児教育の在り方	(中 間 報 告)
29	ー幼児期における「学びに向かう力」の育成を通してー	(報 告)
30	・協議題 幼児期の育ちを支える幼稚園・保育所・認定こども園と家庭との連携の在り方についてー「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりにしてー	(報 告)
令元	・協議題 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」につながる学びの芽を捉える	(報 告)
	ー「自然との関わり・生命尊重」の姿に視点を当ててー	
2	・協議題 幼児期の教育における一体的に育まれる資質・能力とは	(中 間 報 告)
3	ー子供の具体的な遊びや生活の姿から考えるー	(報 告)
4	・協議題 幼児教育における「社会に開かれたカリキュラム」の実現をめざして	(中 間 報 告)
5	～幼児期に育みたい資質・能力の理解に向けて～	(報 告)
6	・協議題 多文化の環境で育ち合う幼児教育の在り方	(中 間 報 告)
7	～受け止め合う心を育む関わりを考える～	

(設定理由)

現 状

- ・ 毎年度行う「教育状況調査」では、愛知県の幼保小連携接続の取組状況は約57%の市町村がステップ2の状況である（ステップ2：年数回の授業、行事、研究会等の交流はあるが、接続を見通した教育課程の編成・実施はない）。ただ、その交流も、行事に招かれて参加するだけの活動や、特別な配慮を必要とする子供に関する情報の伝達が中心になることが多い。幼保小関係者が互いに有効な実効性のある架け橋プログラムを推進するにあたって、子供の育ちつつある姿や育みたい資質・能力について理解し合うことが大切だが、円滑な接続とそのための相互理解が十分なされているとは言えない。
- ・ 県内の一部の地域では、幼児教育が重視している「環境を通じた教育」の理念のもと、小学校関係者と子供の見方・捉え方を共に考える機会を設けたり、「架け橋期のカリキュラムの編成」へと取組を進めたりしている自治体もある。

国の提言・社会の要請

- ・ 令和5年2月に国の幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会において、「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」の審議まとめが出された。これを踏まえ「幼保小の架け橋プログラム」を推進してきているところであり、一定の成果を上げている一方で、未だ十分とは言えない状況である、としている。
- ・ 令和7年9月に中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会教育課程企画特別部会が、諮問に対する論点整理を公表した。その中の「幼児教育と小学校教育との円滑な接続の推進」として、「幼児教育施設と小学校の両者が、相互に共通理解を図り・・・円滑な接続を一層推進する方向性で検討すべき」としている。



- ◎ 幼保小関係者が互いに理解しておきたい基礎知識等について、整理する必要がある。
- ◎ 幼保小の園・学校生活の実践において、どちらの子供にとっても発達に応じた喜びや充実感、発見や学び等があり、教職員にとっては、互いの教育・保育の理解が深まる手掛かりとなる資料が必要である。その際、実践者には、実践事例の中で環境・指導・援助の方法や多様な姿の読み取りや捉え方などの考え方を示す等、理論的かつ具体的なイメージの浮かぶ資料が求められている。

(協議題)「架け橋期の教育の充実を目指して」
～幼児教育施設と小学校の相互理解を図る～

研究内容

- ① 架け橋期のカリキュラムの実施に向けて、教育内容や方法、園校それぞれの生活や学習の現状等、幼保小関係者が相互理解する必要があることを整理する。
- ② 幼保小の連携において、子供・教職員の双方にとって「つながりを生み出しやすい活動（プログラム）」はどのようなものかについて考える。
- ③ 先進的に取り組んでいる園校での好事例の収集、及び実践事例の効果について検討する。

研究計画

【一年次】

- 幼保小関係者が交流するにあたって、互いが理解している必要があることについて整理・検討する。
- 効果的なつながりを生み出しやすい活動にはどのようなものがあるか、検討する。
⇒中間報告：幼保小関係者が、相互理解を図るために参考とできるリーフレットを作成

【二年次】

- 幼保小関係者が実際に交流活動等を実践する際に、参考となる具体的な実践事例（好事例）を紹介する。
⇒幼保小連携の取組の際に、どのような交流を設けるとよいのか分かる事例集を作成

令和 7 年度愛知県幼児教育センターアンケート調査結果まとめ

愛知県幼児教育センターでは、令和 7 年 10 月に名古屋市を除く 53 市町村と幼児教育施設を対象に幼保小連携接続に関するアンケート調査を実施しました。回答を得た 53 市町村と、615 幼児教育施設（幼稚園・保育所・認定こども園：回答率 48%）の現状の集計結果を報告します。

○施設別参加園数（合計 615 園）

公立幼稚園	16	公立保育園・認定こども園	278	公立幼保連携型 認定こども園	23
私立幼稚園	117	民間保育園・認定こども園	107	私立幼保連携型 認定こども園	74

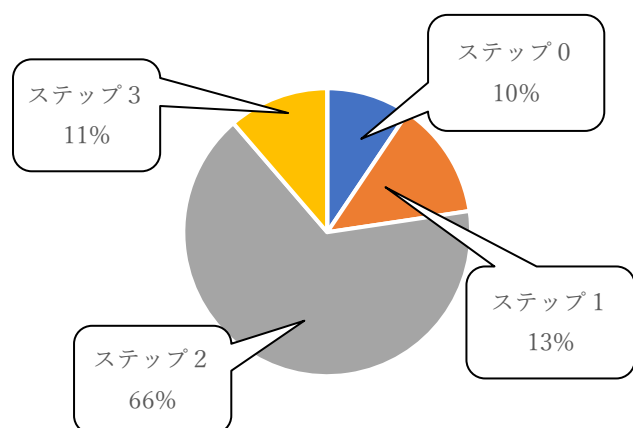
1 小学校との連携・接続について

<アンケート回答結果>

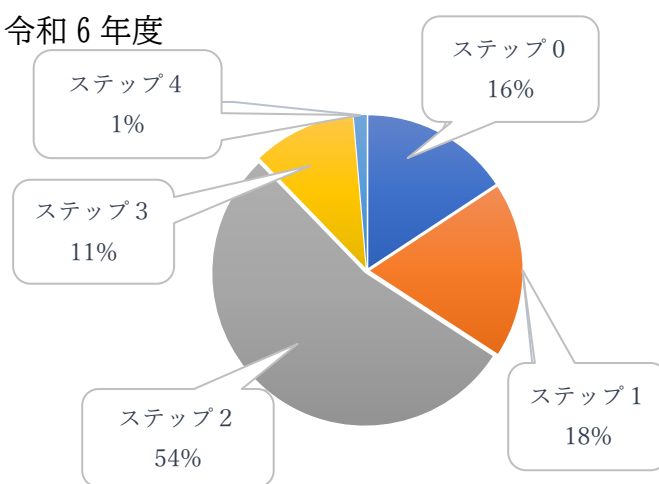
ステップ内容	自治体	回答園
ステップ 0：連携の予定・計画がまだない	5	64
ステップ 1：連携接続に着手したいが、まだ検討中である	7	96
ステップ 2：年数回の行事・研究会などの交流はあるが、接続を見通したカリキュラムはない	35	379
ステップ 3：交流が充実し、接続を見通したカリキュラムの編成・実施が行われている	6	53
ステップ 4：接続を見通し編成・実施がされたカリキュラムについて、実施結果を踏まえさらに良いものとなるよう検討が行われている	0	23
合 計	53	615

(1) -① 自治体の取組状況

令和 7 年度



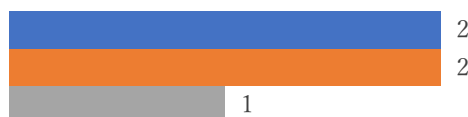
令和 6 年度



（考察）令和 6 年度と比較するとステップ 0、ステップ 1 が減りステップ 2 が増加した。自治体の理解が進んでいると考えられる。ステップ 3 の増加は見られず、カリキュラムの編成が課題だと考えられる。

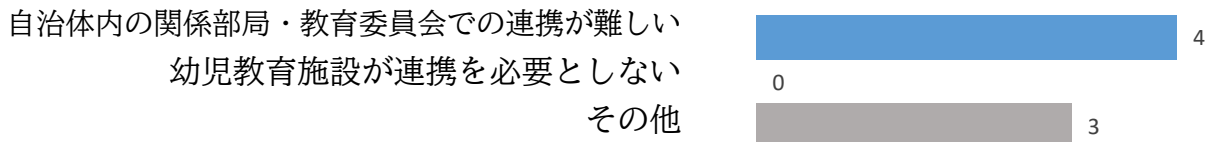
(1) -②ステップ 0 と回答した理由

自治体内の関係部局・教育委員会の連携が難しい
 連携の必要性を感じない
 その他



その他の内訳 具体的な方針や体制が未定

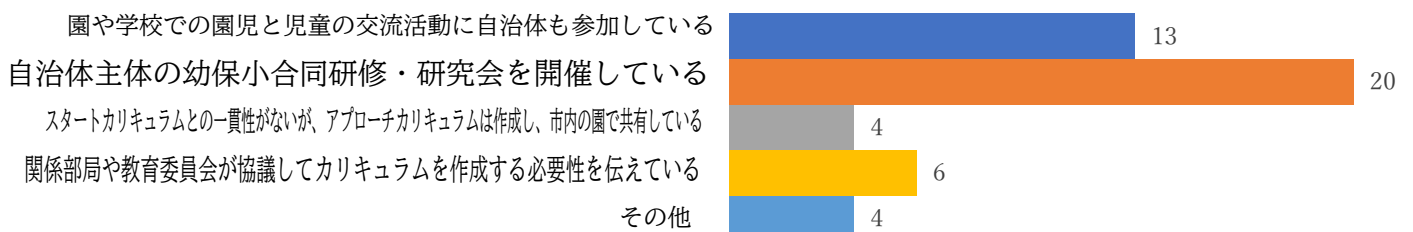
(1) -③ステップ1と回答した理由



その他の内訳 今はないが今後は連携の予定はある等

(考察) ステップ0, ステップ1と回答した自治体は「関係部局での連携が難しい」という回答が多い。「幼児教育施設が連携を必要としない」という回答は0で、幼児教育施設は連携を必要としていることが伺える。

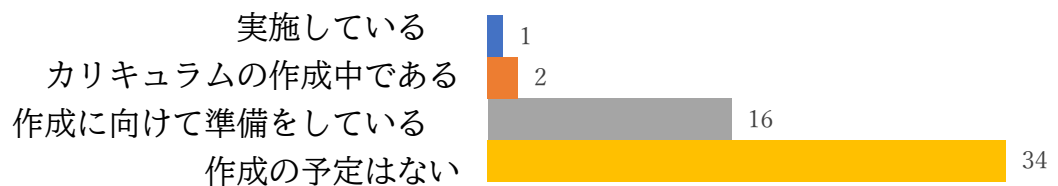
(1) -④ステップ2と回答した現状の取組(複数回答)



その他の内訳 保小での情報交換は実施している等

(考察) 幼保小合同研修・研究会は20の自治体で行われており、園児と児童の交流も13自治体で行われ、研修や交流は普及している現状が考えられる。子供同士、教員同士の交流から架け橋プログラムを意識した交流へと質の転換が課題と考えられる。

(2) 小学校区における「架け橋期のカリキュラム」の実施状況について



(考察) 「架け橋期のカリキュラム」作成に向けては、予定がないという回答が多い。まだ、「架け橋期カリキュラム」について作成の必要性を感じている自治体が少ないことが伺える。

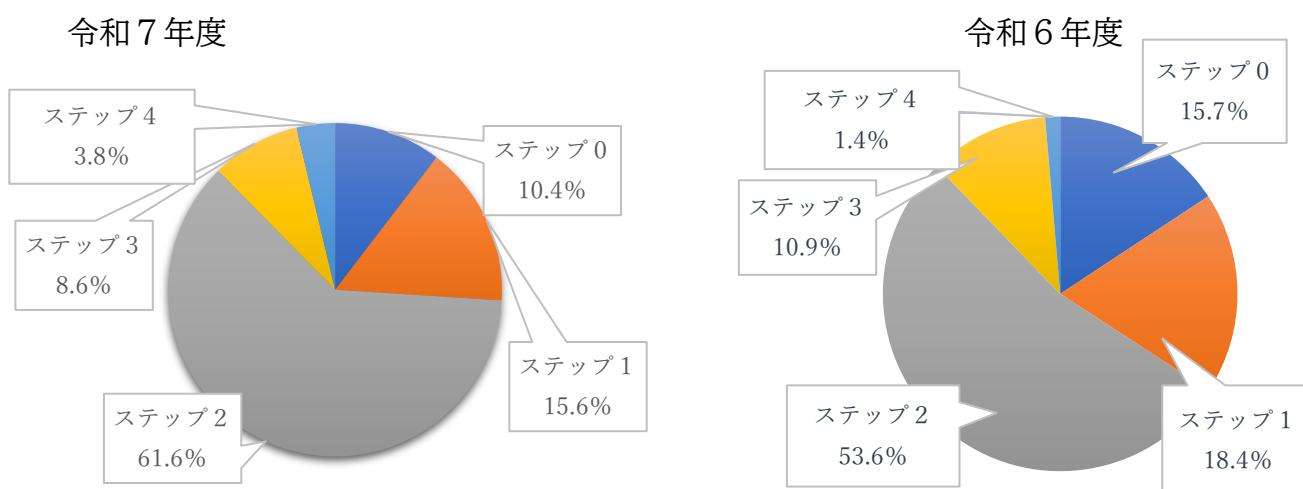
(2) -①「作成に向けて準備をしている」と回答した自治体が具体的に進めている内容(自由記述より一部抜粋)

- ・「架け橋カリキュラム」の理解・作成のための推進活動をしている。
- ・来年度関係部局での代表者と架け橋期のカリキュラム検討会を立ち上げ予定である。
- ・小学校と保育園がそれぞれに行事に参加し、カリキュラム作成の基盤づくりをしている。等

(2) -② 「作成の予定はない」と回答した理由（自由記述より一部抜粋）

- ・自治体内の関係部局・教育委員会での情報共有や連携が難しい。
- ・カリキュラム作成等の論議が十分進んでいない。
- ・必要と感じていない。
- ・町内の保育施設に通う大半の園児がそのまま同学区に小学校に入学するので情報共有・連携はできている。
- ・作成をしたいと思っているが、準備まではできていない
- ・教育委員会に対して必要性を伝えている段階である等

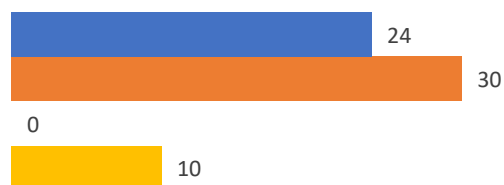
(3) -① 幼児教育施設の実施状況



（考察）昨年度と比べると、ステップ 0、1 と回答した園は 8.1 ポイント減少し、ステップ 2 の回答園が 8.0 ポイント増加しており、各園での取組が徐々に進み始めていると考える。

(3) -② ステップ 0 と回答した理由

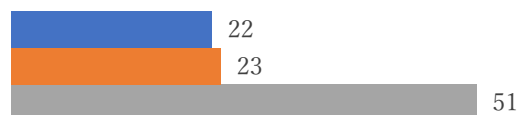
- 就学先の学校数が多く場の設定が難しい
- どのように計画したらよいかわからない
- 小学校との連携の必要性を感じない
- その他



その他の内訳 具体的な会議の設定がない 学校との接続機会が設けられない等

(3) -③ ステップ 1 と回答した理由

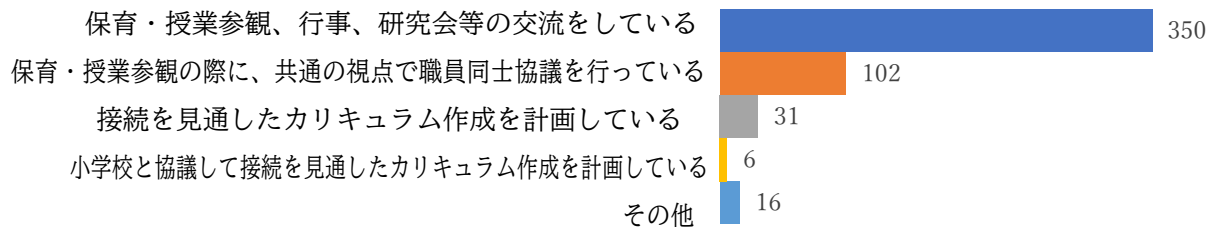
- 検討しているが小学校の誰に連絡を取ってよいかわからない
- 小学校へ連携の問い合わせをしたが日程の調整が難しい
- その他



その他の内訳 市町村教育委員会にアプローチしているが体制が整ってない。幼保小間の取組の温度差がある等

（考察） ステップ0・1と回答した園における「どのように計画したらよいかわからない」「小学校へ連携の問い合わせをしたが日程の調整が難しい」などの理由から、連携は考えているが計画を具体化することや、園から学校教育課や小学校へ連絡調整する際の困難さがあると考えられる。

（3）－④ ステップ2と回答した現状の取組（複数回答）

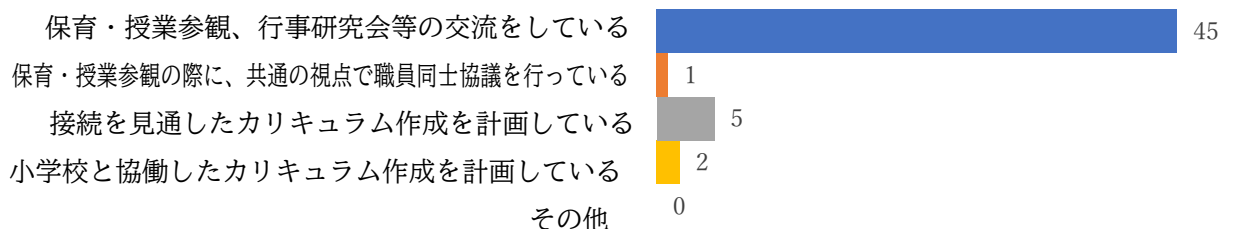


その他の内訳 就学前の情報交換はある。発達の緩やかな子の情報交換のみ実施している。小学校教諭が年長児に対象にして出前授業を実施している等

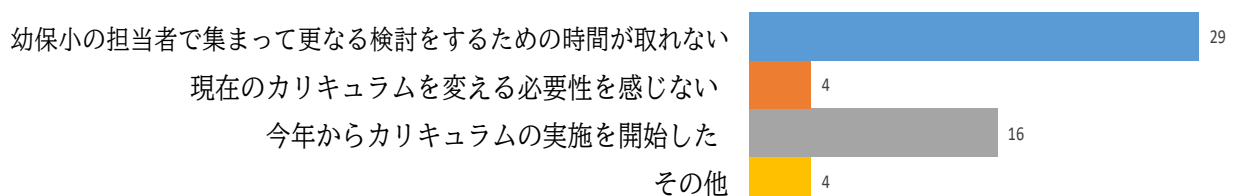
（考察） 保育・授業参観、行事、研究会等の交流の場を設けている園は多く、その際に共通の視点で職員同士協議を行っている園は少ない。職員交流の際の共通の視点設定、協議の場の設定が課題と考えられる。

（3）－⑤ ステップ3と回答した現状の取組（複数回答）

（ア）園の現状の取り組みについて



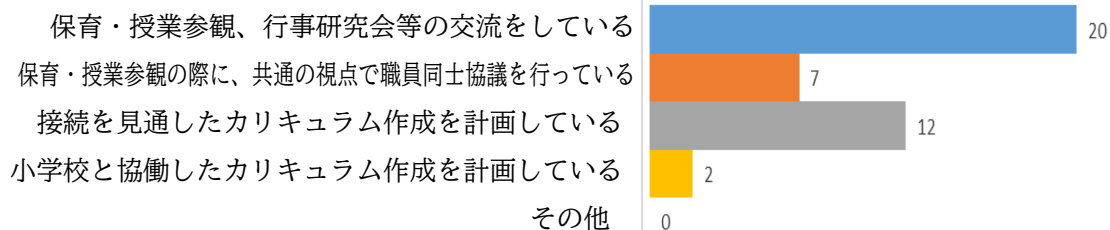
（イ） 接続可能なカリキュラムの編成・実施に至ってない理由



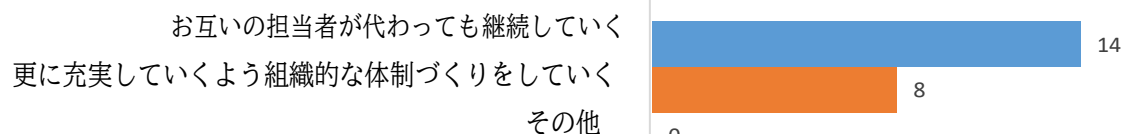
（考察） ステップ3と回答した園では「保育・授業参観、行事研究会等の交流をしている」の回答が多い。「持続可能なカリキュラムの編成・実施に至ってない理由を33園が回答している。

(3) -⑥ステップ4 と回答した現状の取組（複数回答）

(ア) 園の現状の取り組みについて



(イ) 今後どのように連携・接続の取組を継続していくかについて



（考察）ステップ4 と回答した園では「保育・授業参観、行事研究会等の交流をしている」「お互いの担当者が代わっても継続していく」という回答が多く、組織的な取り組みができていることが伺える。

令和8年度第1回愛知県幼児教育研究協議会協議内容

令和8・9年度 協議題

架け橋期の教育の充実を目指して
～幼児教育施設と小学校の相互理解を図る～

〈本日の協議内容〉

＜本日の協議内容＞

- ① 幼保小の架け橋プログラムの推進が十分ではない要因は何だと考えるか。また、推進が図られていると認識している場合、有効な取組は何だと考えるか。
※事務局の説明を受けて

- ② 幼保小の架け橋プログラムを推進するために互いが理解しておく必要があることは何か。

専門部会委員名簿

(敬称略)

選任区分	氏 名	職 名
学識経験者 ・ 一般有識者	鈴木 照美	愛知県保育者養成研究会 会長
	栗木 節子	修文大学短期大学部教授
幼稚園・ 保育所等 及び 学校関係者	野崎 三千代	名古屋市立二城幼稚園長
	横島 ゆかり	小牧市立第一幼稚園長
	倉内 富子	碧南市立棚尾幼稚園長
	笹野 大栄	認定こども園富士文化幼稚園長
	入川 香織	稲沢市立子生和保育園長
	安藤 真奈美	豊田市立益富こども園長
	岡田 正順	白帝保育園長
	長坂 博子	岡崎市立連尺小学校長
	川地 正晃	春日井市立不二小学校長
県関係者	辻 麻希	愛知県教育委員会あいちの学び推進課主席社会教育主事

令和8年度 愛知県幼児教育研究協議会開催計画

年	月	日	曜	予定時間	研究協議会	専門部会
8	5	25	月	10:00～12:00 三の丸庁舎 B203会議室	〈第1回研究協議会〉 ・令和8年度協議題について ・研究の方向性について ・専門部会の設置 ・今年度の計画	
8	7	16	木	14:00～16:00 三の丸庁舎 B104会議室		〈第1回専門部会〉 ・第1回研究協議会の報告 ・令和8年度協議題の確認 ・研究内容について ・報告書の構想検討 ・第2回部会の予定確認
8	9	2	水	14:00～16:00 三の丸庁舎 B104会議室		〈第2回専門部会〉 ・報告書の構想案 検討 ・第3回部会の予定確認
8	11	11	水	14:00～16:00 三の丸庁舎 803会議室		〈第3回専門部会〉 ・報告書案のまとめ ・次年度の方向性の確認
9	1	22	金	10:00～12:00 三の丸庁舎 B104会議室	〈第2回研究協議会〉 ・専門部会からの報告 ・令和9年度の計画 (方向性について)	